

## 20. 鋼船規則 L 編における改正点の解説 (丸窓及び角窓)

### 1. はじめに

2024 年 12 月 26 日付一部改正により改正されている鋼船規則 L 編中、丸窓及び角窓に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2024 年 12 月 26 日から施行されている。

### 2. 改正の背景

鋼船規則 L 編 7 章及び 8 章には、丸窓及び角窓に関する要件を規定しており、それらの構成部品である窓枠、ガラス枠、ガラス押え枠等に鋼材又は鉄材を用いる場合には、亜鉛めっきによる防食処置を施す旨規定している。昨今では、亜鉛めっき処置のみではなく、塗装等により同等の防食性能を付与することが可能であることから、塗装仕上げによる窓も流通している。

このため、塗装仕上げによる製品の使用を認めることができるよう関連規定を改めた。

### 3. 改正の内容

鋼船規則 L 編 7 章及び 8 章に規定する船舶に使用される窓の要件は、ISO 1751 (Shipbuilding and marine structures – Ships’ side scuttles) : 対応する JIS F2413 (造船及び海洋構造物-船用丸窓) , ISO 3903(Shipbuilding and marine structures – Ships’ ordinary rectangular windows) : 対応する JIS F2421 (造船及び海洋構造物-船用角窓)の要件を参考に規定したものである。これらの規格においては、主要部品には耐食性がある材料を使用する旨規定されており、耐食性を付与する方法については明記されていない。よって本会規則においても、流通している製品の仕様を考慮し、耐食性を付与する方法として従来規定していた亜鉛めっきを施す方法に加え、塗装等の処理を認める旨規定した。